

令和8年度寒河江市婚活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出会いの機会の創出及び結婚の促進を図るため、結婚を希望する独身の男女がやまがたハッピーサポートセンター及び結婚相談所（以下「婚活事業所」という。）を利用するために要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) 会員登録料 やまがたハッピーサポートセンターの会員登録料をいう。
- (3) 初期費用 結婚相談所の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。
- (4) 成婚料 成婚に至った場合に結婚相談所に支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活事業所を利用するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会員登録料のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったもの
- (2) 初期費用のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったもの
- (3) 成婚料（初期費用に係る本補助金を受ける者に限る。ただし、令和7年度寒河江市婚活サポート補助金において、初期費用に係る補助金を受けた者のうち、成婚料に係る補助金を受けていないものを含む。以下同じ。）のうち、初期費用に係る補助金（令和7年度寒河江市婚活サポート補助金を含む。）の交付の申請をした日から令和9年3月31日までに支払ったもの
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費。この場合において、補助金の交付の対象となる支払期間については、同号の規定を準用する。

2 補助金を受けることができる回数は、前項各号の補助対象経費につき、それぞれ1回限りとする。

3 成婚を目的とした他の補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその補助金等の額を差し引いた額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の区分に応じて次に掲げる額とする。

- (1) 会員登録料 補助対象経費の額と1万円のいずれか低い額
- (2) 初期費用 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と3万円のいずれか低い額

- (3) 成婚料 補助対象経費の額と10万円のいずれか低い額
- (4) 前条第1項第4号に規定する経費 初期費用に係るものは第2号に規定する額とし、成婚料に係るものは前号に規定する額とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 前条第1号、第2号及び第4号（初期費用に係るものに限る。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市婚活サポート補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚活事業所の事業内容を確認できる書類（パンフレット、チラシ等の写し）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 住民票抄本
- (4) 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人を確認できるもの。以下同じ。）
- (5) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (6) 成婚を目的とした他の補助金等の内容を確認できる書類（他の補助金等を受けている場合のみ）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前条第3号及び第4号（成婚料に係るものに限る。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市婚活サポート補助金（成婚料）交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、婚姻をした日から令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 成婚料の金額等を確認できる書類（パンフレット、規約等の写し）

- (2) 成婚料の支払に係る領収書等の写し
- (3) 婚姻に係る受理証明書
- (4) 住民票謄本
- (5) 振込先口座の通帳の写し（前項の規定により提出した内容から変更する場合に限る。）
- (6) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (7) 成婚を目的とした他の補助金等の内容を確認できる書類（他の補助金等を受けている場合のみ）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、規則第14条に規定する実績報告とみなし、審査その他必要な調査を行った上で、交付の可否を決定し、令和8年度寒河江市婚活サポート補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）又は令和8年度寒河江市婚活サポート補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（状況の調査）

第8条 市長は、必要があると認めたときは、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し婚活事業所の利用状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。